

令和3年第1回臨時会

# 大江町議会会議録

令和3年 1月26日 開会  
令和3年 1月26日 閉会

大江町議会

## 令和3年第1回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (1月26日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○行政報告	6
○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○閉会の宣告	3 1
○署名議員	3 3

大江町告示第1号

令和3年第1回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月21日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和3年1月26日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・令和2年度大江町一般会計補正予算（第10号）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

## 令和3年第1回大江町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和3年1月26日(火)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議第1号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第10号)

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者兼 出納室長	清水正紀君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等を着用での議会となりますが、よろしくご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回大江町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

3番 藤野広美さん

4番 櫻井和彦君

を指名します。

---

### ◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

---

### ◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

本日の臨時議会におきまして、1件行政報告させていただきたいと思います。

案件については、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種についてというようなことでのご報告でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国11都道府県に緊急事態宣言が再度発令され、いまだに収束の兆しが見えない状況であるというふうなことであります。このような状況の中で、国では、多くの国民へのワクチン接種により、生命、健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、さらには社会経済の安定を図ることを目的に、今年前半までに全国民に供給できるワクチンの数量を確保することを目指しております。ただし、当面確保できるワクチンの量には限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者など、高齢者及び基礎疾患を有する方を優先順位の上に位置づけて、ワクチン接種に向けて準備を進めているところであります。

今回のワクチン接種に当たっては、国・県及び町の役割分担が示されており、主なものとしたしましては、国では、1つ目、新型コロナウイルスワクチンなどの購入、2つ目、接種



順位の決定、3つ目として、ワクチンに係る国民への情報提供、そして県のほうでは、1つ目、市町村事務の調整、2つ目として、医療従事者等への接種体制の確保、3つ目として、専門的相談体制の確保、そして町の役割として、1つ目として、医療機関などとの委託契約及び接種費用の支払いなど、2つ目、住民への接種の勧奨、情報提供及び相談受付などであり、現在、町では、新型コロナウイルスワクチンが承認された場合に、速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、接種体制の構築を進めております。

なお、対象者の具体的な接種スケジュールは、いまだに国からは具体的なものが示されていない状況にありますので、現時点では、優先順位の高い高齢者の方には3月下旬以降にワクチン接種ができるように、接種場所として新たに開業する医療機関を加えた町内2つの内科医院と調整を図っており、本臨時議会に提案している一般会計補正予算の中でも、接種クーポン券送付に係るシステム改修委託料など、当面必要な経費を計上しているところであります。

ワクチン接種体制の整備に当たっては、ワクチンの供給量及び供給開始時期など不透明な部分が非常に多く、手探りの中での作業となっています。今後、国からの情報が入り次第、順次町民の方にお知らせするなど、全ての町民の方が安心してワクチン接種を受けられるよう、引き続き準備を進めてまいりますので、議員の皆様からのご理解いただきたいと存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告は終わりました。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

---

#### ◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第1号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第10号）

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第1号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第10号）について説明申し上げます。

今回の補正は、3年ぶりとなる豪雪に伴い、除排雪に要する経費を追加するほか、新型コロナウイルス関連経費といたしまして、ワクチンの接種の準備費用や飲食店などに対する支援事業費などを計上しております。

初めに、除排雪経費であります。年末年始に大きな寒波に見舞われたこともあり、本日1月26日時点での積雪量は、左沢で62センチ、柳川で133センチに達しております。町では、1月8日付で大江町豪雪対策本部を設置し、生活道路の除排雪作業強化や雪下ろし事故防止などを重点項目として掲げ、対策を講じているところであります。

参考までに、今シーズンの最大積雪量であります。左沢は1月19日に100センチ、柳川が1月20日に170センチとなっております。

今後の所要見込額を精査したところ、降雪状況を今後は平年並みと仮定した場合でも、既決予算額では不足する見込みであることから、除排雪作業を支障なく実施するための必要額を計上いたしました。

次に、新型コロナウイルスの対策であります。ワクチン接種につきましては、国では、最初に医療従事者等への接種を2月下旬から予定しており、その後に高齢者、基礎疾患のある方へと順次進めていく方針となっております。今回、予算に計上した経費は接種開始前の準備費用であり、3月下旬に接種が開始できるとされている65歳以上の高齢者の方を対象に接種券を作成し、郵送する費用となっております。

また、新型コロナウイルスの影響による商工業者への経済的支援といたしまして、町独自の新たな施策といたしまして、自粛ムードの広がりや年末年始の繁忙期に多大な影響を受け、厳しい経営状況に陥っていると見られる飲食店などに対し、飲食業務等緊急支援給付金により支援する費用を計上しております。具体的には、昨年11月から今年の1月までの売上合計額が前年より20%以上減少している飲食店、職種といたしましては飲食店、タクシー業、運転代行業に対しまして、一律20万円を給付したいと考えております。

さらに、これまで取り組んできた新・生活様式対応支援事業補助金につきましては、その事業の趣旨が浸透し、当初見込額を大幅に上回る見込みであることから、事業費を増額いた

しました。

次に、災害関連であります。7月豪雨により若原区の北側斜面の町有地に土砂崩れが数か所確認されました。9月議会でご承認をいただき、断面測量と地質調査を実施した結果、人家に危険を及ぼすおそれのある箇所につきまして早急な対応が必要と判断し、対策工事を行うための経費を計上しております。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う特定財源である国・県補助金、町債のほか、不足する財源には地方交付税を充当しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,830万円を追加し、補正後の予算総額を67億3,020万円とするものであります。

3ページの第2表、繰越明許費は、若原地区急傾斜地崩壊対策事業及び道路橋梁災害復旧事業について、年度内の事業完了が困難であることから、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表、債務負担行為補正は、山里交流館ほか5つの施設の指定管理料について、指定管理の期間が本年度末で終了するため、令和3年度当初からの事業継続に当たり、本年度中に指定管理者を決定する必要があることから、その期間及び限度額を設定するものであります。

第4表、地方債補正は、先ほど申しあげました事業費の追加に伴うものであります。

以上、概要を申しあげましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第1号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第10号）の詳細についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費と下段の第3表、債務負担行為補正、4ページの第4表、地方債補正につきましては、町長説明のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

4款衛生費は300万円の増額です。

1項2目予防費として、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた準備費用を計上しております。町長説明にもありましたとおり、65歳以上の高齢者の方につきましては、3月下旬から接種が開始できる見込みとされておりますので、対象者の方に3月中旬までに接種券

を送付できるよう、システム改修委託料をはじめとして、印刷製本費や通信運搬費などを計上いたしました。

中段からの7款商工費は1,570万円の増額です。

1項2目商工振興費の新・生活様式対応支援事業補助金の追加は、感染防止対策のための設備機器や衛生用品購入等に対して20万円までの全額補助を行っておりますが、申込件数の大幅な増加が見込まれることから、追加するものであります。

飲食業等緊急支援給付金は、飲食店等に対する町独自の新たな支援制度であります。県においては、10月から12月のいずれかの月の売上げが前年同月比で30%以上減少した酒類を提供する夜間営業の飲食店等を対象として、1事業者20万円の給付を行っておりますけれども、大江町におきましては、県事業よりも対象枠を広げ、11月から1月まで3か月間の合計売上額が前年より20%以上減少している飲食店等に対して、一律20万円を給付するものであります。

8款土木費は5,530万円の増額です。

2項3目道路除雪費は、今後の道路除排雪に万全を期すため、除雪業務委託料のほか、直営の除雪車運転手の報酬、車両修繕料などを追加いたしました。

7ページの5項1目住宅管理費は、町営住宅の電気温水器やガス給湯器の修繕費用を追加するものであります。

2目住環境整備費の急傾斜地崩壊対策工事費は、若原地区北側斜面町有地の土砂崩れ対策として、盛土と緑化工事を行うものであります。

11款災害復旧費は430万円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費の測量設計等委託料は、7月豪雨により被害を受けた町道古寺神通峡線と古寺登山口線を復旧するに当たり、国有林、保安林の協議を行うための測量設計費を追加するものであります。

以上が歳出予算の概要であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

10款地方交付税のうち、普通交付税は、これまで予算計上した額と今年度の交付決定額との差額分を追加いたします。なお、今年度の交付額は21億8,059万2,000円で、前年比で1億4,871万4,000円、率にして7.3%の増となりました。

特別交付税につきましては、近年において補正で追加計上することはまれでありまして、

決算処理で翌年度への繰越財源としてきましたが、本年度は7月豪雨により災害関連の特殊財政需要に基づく算定額が確実に見込めることから、1,550万円を追加いたしました。

14款国庫支出金と15款県支出金、21款町債につきましては、歳出予算でご説明した事業実施に伴う特定財源として見込んでいるものであります。

以上が令和2年度大江町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第1号の質疑を行います。

伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

歳出の件で、6ページをお願いします。

健康管理システム改修委託料となっておりますが、いろいろと問題あるようで、かなり難しい、大変だなと思っていますけれども、何かマイナンバーカード、あと個人ナンバーとか、そういう形で登録するとか管理するみたいな話も出ておりますが、その辺のシステムの内容をもうちょっと若干説明してもらいたいと思います。

あとそれから、今現在で65歳以上と先ほど言うておりましたが、今現在で65歳以上の方は大体今、何名ぐらいいるのか、そして大江町人口の何%ぐらいに当たるのか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、お答えをいたします。

まずはシステム改修委託料に関する接種クーポン券の関係のご質問かと思っておりますけれども、マイナンバーにつきましては、確かに今、国のほうでいろいろな制度の使い方等について協議をされているところではございますけれども、実際、全ての方がカードを取得しているわけではないので、国のほうでも一概に全てそれで接種体制を整えている話はちょっと今のところ来ておりませんので、これからそのカードがどんどん普及していけば、その中で今回の接種体制の中でも活用できる部分が出てくるかとは思いますが、現時点では、詳細については国のほうから具体的な指示は出ていないところでございます。

あと、対象者についての、65歳以上の人口につきましては、基準日が令和3年1月1日現在になっておりますけれども、大江町の人口は16歳以上で全てで7,011人、そのうち65歳以上の方については3,059人を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

マイナンバーカードでまだ詳細が伝わってこないということは分かりましたけれども、今現在、マイナンバーカードで登録になっているというかな、今、進めて頑張っているようですけれども、今現在、分かればですけれども、65歳以上でマイナンバーカード、登録になっている方が分かりましたらお願いします。

それで、例えばこの際にマイナンバーカードを進めるという方法もあるかと思いますが、その辺も含めてお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまのご質問であります、にわかにマイナンバーを利用してということが今、新聞等で報道されているようですが、詳細については全く何も来ていないというのが、まずは1つは事実でございます。

それと、大きく今、報道されていることからすると、マイナンバーカードを利用することではなくて、マイナンバー、全員に配付されている番号、そちらを活用したいというような報道の内容になっているかと思えます。

それと、現在、大江町では、マイナンバーカード自体の取得は全体で20%強でございます。ただ、ちょっと今、手元に資料がございませんので、そのうち65歳以上が何%なのかはちょっと今、分からないところですが、国で言っている接種に利用しようとしているという、今、報道内容からすると、カードの利用ではないように見ているところであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 宇津江です。

6ページ、7款1項2目の飲食業等緊急支援給付金についてお伺いしたいと思います。

この件につきましては、先ほど町長及び総務課長のほうから11月から1月にかけて3か月の売上げというか収入の20%減少、それにつきまして給付するというようなことですが、そこで質問したいのは、町内にこの飲食業等の事業所の件数、何か所、いわゆる何件、何店か、それと、給付金の対象となる飲食店、これは何件あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

予算を組む段階で事業所数、大体見込みという形で考えてございますけれども、一律20万円の給付で35事業所、今現在想定しているのは飲食業と運転代行業と、あとはタクシー業というような形で想定しておりますので、合わせて35事業所を想定しているところでござい

す。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 見込みが35事業所ということで、これはほぼ対象となる、事業所は35あるんだけど、実際、給付する、精査して20%本当に減少しているかどうか、いろんな精査して、これが35事業所と考えてよろしいんですか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 要件としては20%減ということがありますので、最大で35事業所を見込んでいます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 3回目で最後になりますが、これ、取りあえず1月までということなんですけれども、このコロナ禍の状況がいつまで続くか分かりませんので、今後、例えば2月、3月、4月の減少、状況を見てというと、次のまた第2弾か3弾、こういったものも考えていかれるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今回の飲食業等緊急支援給付金につきましては、県の事業を拡大した形での年末年始の繁忙期の売上げが減ったという部分について考えたところでございます。当然、コロナの状況がどのようになるかという部分は今現在分かっておりませんが、そのときそのときで支援、経済対策につきましては、町としても取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っておりますので、今後も国あるいは県の動向を見ながら、町としても考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

2件お伺いしたいと思います。

6ページの健康管理システム改修委託料について、先ほどの説明ですと、優先順位が65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方というふうにお聞きしたかと思うんですけども、まだその基礎疾患をお持ちの方については何もないから、65歳以上の方はクーポンを送付する予定

ですがということなのですが、基礎疾患の方についてもお聞きしたいと思います。

あと、先ほど7款の飲食業等緊急支援給付金については、県の給付金が10月から12月で30%以上減少、どこか1月でもというお話であったかと思うんですが、町はそれにプラスして11月から1月までの合計売上げが20%減少ということで、県のを頂いた方も町の給付金は頂けるのでしょうか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、お答えをいたします。

接種順序についてのご質問かと思えますけれども、これについても正直、国のほうから接種順序について確定の話は聞いておりません。ただ、今のところ想定の中で話をしている中で、順番としては、一番最初に医療従事者、その次に65歳以上の高齢者、その下に基礎疾患を有する方、あとは介護、保健施設で働いている方、その下に60歳から64歳までの方、あとはそれ以外という流れでいくという話は聞いております。

全く情報がない中で手探りの中で仕事をしている中で、ただ、どうしても国のほうでは体制整備を進めてくださいというお話があるものですから、当然、医療従事者については県のほうで対応するものですから、町のほうで関係するのは65歳の高齢者から対応になるということで、先ほど行政報告にもあったとおり、3月下旬以降から65歳以上についてはまずできるような体制を整えていると。最初にその方にクーポン券を送りますけれども、それが終われば、次の段階の基礎疾患のある方についても、当然クーポン等をお送りしますし、その段階として、基礎疾患を有することを確認しなければならないので、その辺の調査というのも当然、入ってくるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 次に、政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

橋本議員のご質問は、県の事業と町の事業、両方該当すればという話ですけれども、それぞれの事業ですので、両方に該当する事業所さんについては、町としても支給していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 飲食業の件、よく分かりました。ありがとうございます。

すみません、コロナのワクチンの件でもう一回お願いします。



基礎疾患の方なんですけれども、その後、介護施設で働かれる方とか60歳から64歳と優先順位がだんだん決まってくるであろうということだったんですが、そのときに、またこの管理のシステム改修とかというのはかかるんでしょうか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 今回、補正予算に計上されている300万の中で、基本的には全て消耗品とか通信運搬費については65歳以上の方を想定しております。ただ、その委託料のシステム改修委託料については、当然、65歳以上だけではなくて、接種を受けられる全町民に対するシステム改修の構築ということで、今回計上させていただいているところでございます。

以上です。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地です。

6ページ、土木費の除雪に関してお伺いしたいと思います。

これだけ雪が降れば、当然、除雪費はかさむわけでありまして、まず、除雪に当たる皆様にお疲れさまと申し上げたいんですけれども、雪が降れば降るほど町民の方々も非常に、どこに置いたらいいんだということで、役場のほうにもいろいろ電話は来ていると思いますけれども、今年度の除雪計画に基づいてどのような形であったのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今年度の除雪の関係でございますけれども、12月14日に雪が降り始めて、そのまま根雪になって、年を越えてもなお雪が多いような状況というようなことで、ちょっと今回の補正については、当初予算、委託料については7,000万取らせていただいたんですけれども、12月の半月の間でもう半分、3,500万ほど使っているというような状況になっております。その中で、かなり多かったということで、拡幅作業あるいは排雪作業ということで、平行して進めてまいりました。除雪に当たった方々については、休む暇もなくということでご苦労されていたのかなというふうに思っております。町民の足というようなことでの道路に対して維持管理をしていく町の除排雪というような中で、かなり一生懸命やっているというようなことで認識はしているんですけれども、あまりにも雪の量が多過ぎて除排雪が追いつかないというようなことが多々見られました。

あと、道路の見通し、交差点の部分、非常に危ないというようなことで数十件ぐらいクレームというようなことではいただいております、県道についてはちょっと県のほうでの対応というようなことになりますので、県道部分については県のほうにお願いをするとか、そういうことで対応をさせていただいております。

現在も排雪作業ということではさせていただいて、雪のない中で拡幅というようなことではさせていただいているというような状況で、今後の雪の状況もよりますが、日々排雪作業、除雪作業ということでは徹底していききたいなというふうなことで対応させていただいているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

せっかく頑張って皆さんが一斉に町内を除雪する中で、例えば通学路を一つ取れば、通学の時間帯なのに除雪になっていないと、これは実際ありますよね。そういう点とか、この役場の前は県なのかな。ここは町ですよ。通学路になっていますよね。通学の子どもたちが通学時間帯に除雪になっていない、これぐらい雪積もっているんですよ。そこをぼかぼか進んでいくわけです。これはもう非常に、除雪の体制づくりを抜本的に変えなきゃならないのかは分かりませんが、そのあたりに重きを置いて計画に当たっていただきたいなとつくづく思います。

また、もう一つ、これだけ雪が多ければ、各家庭で除雪機なり側溝に雪を下ろしたり、いろいろ努力はしているんでしょうけれども、この雪のせいで隣近所のいざこざが起きているようなところも出てきているんですよ。そのあたりをその区長さんなり、いろんな人との連携でもって雪を出すとか、こういうふうにしなさいとか、こうこうこういうふうに一斉に除雪来ますからとか、そういうような対応とかはどのようになっているのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） まず、1件目の通学路の関係でございますが、確かにかなり雪が降ったというようなことで、ちょっと定時に出発はして作業には当たっているんですけども、間に合わないというのが何回かございました。除雪機械のトラブルというところもあったのは事実なんですけれども、ちょっと時間まで終わらないというような課題もありましたので、除雪計画を見直しした上で、路線を変更したり、そういったことで今後対応させていただき、通学の時間までは間に合うようにということで、業者とも話をさせていただ

ておりますので、そのような形で対応させていただきたいなと思っております。

あと、雪の関係でのいざこざというようなことでの対応なんですけれども、特に除雪をした後に道路に雪を出されているというふうな状況ですとか、側溝に雪を投げて水があふれているというような状況もありますので、その都度、ちょっと話をしたりというようなこともさせていただいております。あと、雪の降る前の時期に町民への周知ということで、基本的には雪を道路に出さないでくださいというようなことについても周知をさせていただいているんですけれども、あまりにも雪の量が多いということで、皆さんが雪の処理にかなり困っているということも承知しております。

今回につきましては、ちょっと豪雪対策本部もできたというようなことで、集落での除雪に対する支援というようなことでは、あさって、ちょっと正式な名称を忘れましたが、そういった除排雪への支援ということも周知させていただく予定でございますので、そちらのほうの活用ということもご検討いただきたいと思いますなと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

皆さんが快適な生活ができるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 関連になると思うんですけれども、除雪関係で3,710万円を補正して、総額で1億3,600万という膨大な除雪経費が計上されているわけでございます。そういった中で、分かることは分かるんですけれども、町民の方々の声を聞くと、対策本部をつかって、そして全体制の中でやっていらっしゃる努力は分かるんですけども、どこの地域の、いわゆる排雪が主になると思うんですけども、原課のほうで、対策本部のほうで現場を見ているのかと、そしてパトロールをやっているのかどうかというふうな疑問の声があるので、対策本部でいわゆる道路パトロールというふうなのをどういうふうに行っているのかなというふうなことをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、また関連ですけれども、予防費の中のワクチン接種というふうなことで、65歳以上、いわゆる3,059名の方を2つの医院で接種したいというふうな答えがありましたけれども、そしてクーポンを発行するということのようにございますけれども、そのクーポンは、私が例えばAという医院、隣の方はBの医院というふうな、2つの医院のどちらでしてくだ

さいというふうな指導というか、それはあるのでしょうか。それから、いわゆる独り暮らし老人、65歳以上といっても80代、90代というふうな方々のいわゆるワクチンを受けるための足というふうなのをどのように考えているのかなど。いわゆる集団健診なんていうと、この集落は何月何日にバスを用意しますから、利用される方はご利用くださいというふうなことがあると思うんだけど、ワクチンの場合はそういうふうな手厚い施策というものをするのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、3点目は歳入のほうで、5ページに地方交付税というふうなのが、普通交付税が3,500万円、特別交付税が1,500万円というふうな計上があって、特別交付税については、災害の関連でこの金額は妥当だというふうな中での歳入歳出の詰めの中でこういうふうな判断をしたというふうに理解するわけですが、普通交付税の3,500万円というふうなのは、普通交付税が確定になったというふうに思うんだけど、満額計上されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 除雪に関するパトロールの件についてご質問でございますので、答えさせていただきます。

パトロールにつきましては、道路の降雪の状況を確認するという上では日々させていただいておりますが、除雪路線、町道路線が200キロ程度ございます。そのうち半分ほど除雪路線になっているということで、全ての路線についてちょっとなかなかパトロールするのは難しい状況もありますので、そういった部分については、苦情ですとかクレームというようなことを受けた段階において、基本的に確認するというような対応で取らせていただいております。そのような形でちょっと確認できないところについては、情報に基づいて対応させていただいているということもございますので、何かお気づきの点あれば、議員さんの方々からもご協力いただきながら、情報提供をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、まず第1点目の2つの医院ということでございますけれども、2つの医院については今現在検討中で、接種をしてもらえるかどうかということと今、協議をしている段階でございます。その中で、春に開業するあかざさんのほうからは協力体制を整えたいということで、当然、医師の判断があれば、看護師さんも接種する可能性がありますので、そういったところで人員体制のほうも確保していただけるようなお

話をいただいているところでございます。

ただ、白田医院さんについては、今、現在検討中ということていろいろ協議をさせているところでございまして、基本的には、はっきり申し上げれば、接種をされる方がどこの医院ということ要望というか、希望を出すことは今のところは想定はしておりません。ということは、やっぱり医療機関の限りがあるものですから、まずは先進的にしていただける、まず、あかざさんのほうを中心に接種をしていただくような方向で今は考えているところでございます。

ただ、そのワクチンの供給量、それがどれくらい来るかもちょっと分からない状況です。例えば100人とか10人分というワクチンが来ることは想定しておりませんので、現在、一番最初に来るファイザーのワクチンについては、1,000人分ぐらいがまとめて来るということが考えられておりますので、それをさばくに当たっては、やっぱりあかざさんだけでは対応できない部分が出るのではないかと。そういったときには、当然、保健センターなりを使って集団接種ということで、今回、考えているのは個別接種と集団接種の2段階で今、考えているところでございます。

高齢者の方の足については、基本的には今は、確かに高齢の方ではあるかもしれませんがけれども、まずは皆さんで乗り合いで来てもらうとか、あとは町営バスを利用してもらうとか、そういったところを今検討しているところであって、集団接種になった場合について、町のほうでバスを考えるかどうかについては、ちょっとただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 普通交付税でありますけれども、当初予算で20億円計上しております。その後、8月の先決予算で1億円を追加しております。あと、9月の追加議案で、8号補正ですが、こちらで4,553万6,000円、それと今回の3,505万6,000円で、ご指摘のとおり全て予算計上したというようなことになります。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 6ページの先ほどの関連になるんですけれども、飲食業等緊急支援給付金ということでありますが、新型コロナウイルスの影響で売上げが減少したということでの緊急支援なわけなんですけれども、この飲食業等というのはどこまでになっているのかなということで、普通、飲食するのはラーメン屋、そば屋さん、あるいは焼き鳥屋さん、ス

ナック業とかいろいろあるわけですけども、そういうことで、事業所が35事業所、それから1件当たりが20万円、こういうのを先ほどお聞きしたわけですけども、配分先というのがちょっと私個人として分かりませんので、そういう分かる資料というものは頂けないものかということでお伺いしたいと思います。

それから、コロナウイルスの影響を受けている方々というのは、そのほかにもたくさんいると思うんですが、この支援給付金ということについて、もらえる人、もらえない人でその公平さは欠いていないのかなということについて、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

まず、飲食業等とっているのは、先ほど申したとおり飲食店と、あとは代行業、あとはタクシー業ということで3つの業種を考えているので、飲食業等という名前をつけさせていただきました。飲食店の範囲といたしましては、食品衛生許可証を受けている飲食店ということで、主な業種が飲食店ということで考えているところでございます。

あと、2点目、その他の経済対策というような広い意味かと思えます。これまで様々な商工業者の方に対する支援につきましては、国あるいは県と町ということで、3つの柱の下に行っているところでございます。今回行うのは、年末年始の繁忙期、要は飲食店につきましては、当然、年末年始が繁忙期であると、売上げを伸ばす時期であるというようなところがございます。その部分について、国の自粛、あるいは自粛ムードが広がったことにより、飲食店関連の業種の方が売上げの落ち込みがひどいというようなことがありますので、その辺のところ、県の事業に倣った形で今回、町のほうでも支援していきたいというふうに考えてございます。

今後、先ほどの質問とも重なりますけれども、今後の経済の動向によっては、様々な手だてでは当然、町としても考えていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

だから、その配分先の分かる資料というのは、もらえるのかももらえないのか、もらえるのであればお願いしたいということです。

それから、支援給付金の公平さは欠いていないと、こういうふうに判断していいんですか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 資料につきましては、当然、売上げ等々が20%減というような個人情報もありますので、具体的な業者名であるとか、その辺の部分については出せないかと思います。

ただ、合わせて飲食店と、あとは代行業とあとはタクシー業ということで、今現在35事業所を見込んでおりますので、実際のところ何事業所になったかというのは当然、決算のときにご説明申し上げたいというふうに思っているところでございます。

あとは、公平さという話がございます。当然、売上げが減っている部分につきましては、様々な業種に及んでいるというような状況はございます。この事業だけではなくて、様々、今回の補正予算の中でも、新・生活様式対応支援事業補助金の追加ということで計上させていただいておりますけれども、そちらのほうにつきましても、今現在130事業所程度の方を見込んでいるところでございます。この辺のところ、うまく使っていただきながら、コロナ対策については、経済対策も含めて事業所さんのほうには支援しているのかなというふうに思っているところでございます。

飲食店につきましては、年末年始に独自に政策推進課の担当のほうで回らせていただいて、状況なども確認させていただいて、売上げが落ちている状況をお話しいただきながら、今回の制度につきましては制度設計させていただいた部分がございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 6ページ、土木費の中で、先ほど菊地議員、毛利議員のほうからもお話があったと思います。補正を組むほどのやはり今年は大雪ということであります。日夜、業者の方、直営の方、除排雪等、一生懸命していただいていることには、大変感謝を申し上げます。

ただ、排雪の部分になりますけれども、なかなか左沢の町内の排雪がうまくいっていないように思えるのは、私だけではなく町民の方が思っていることだと思っています。以前にも少し話したことがあります。現在、排雪に関しては、町の直営のスタッフが本当に日夜、一生懸命、寝る間もなく頑張っているのは分かっております。ただ、やはりできないものはできないということで、業者のほうにもその排雪等の仕事をしていただくような

ことは考えていないのかをまず1点。

あと、もう一つ、先ほど課長の話で、豪雪対策本部ができたということで、集落支援のほうにも除排雪というか、そういうものの支援をするということになっておりますが、どの辺まで集落というのが、例えば柳川地区なのか、それとも本郷地区なのか、左沢地区も入るのか。あと、それに関して、例えば除雪機の貸出し等、そういうものも町としては考えているのか、その2点を聞きたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 1点目の排雪作業というようなことでのご質問に対してお答えいたします。

排雪につきましては、直営で今現在、進めているわけなんですけれども、大規模な形での排雪というのがなかなか困難だということで、業者のほうにもお願いして、ダンプを借りたりとか、ダンプを手配していただいたりとか、ユンボを出していただいたりというようなことで対応させていただいております。今後、大規模な排雪というようなことにもなれば、10トンダンプとかそういったものも必要になりますので、当然として業者の支援というのもいただきながらの対応になるかなというふうに考えております。

あと、集落支援というようなことでの排雪作業でございますが、今回の想定しておりますのは全集落対象というようなことで、あくまで想定しているのは区単位というようなことで想定しております。費用負担もちょっとそれぞれの世帯のほうからも頂くというような仕組みで制度化されておりますので、そういった中で、地域の除排雪ということでの支援ということではさせていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 町内の排雪に関しては、ダンプを借りたり機械を借りたりということがあるというような話はしましたけれども、その話じゃなくて、例えばどここの路線、今日は直営でここやっている、もう一つ、別な道路というのは、そこは直営が行くのが時間かかるから、例えばどここの業者で排雪してくれないか、そういうことのやつを聞いているんです。だからそれをやはり、機械だ、トラック借りた、ダンプ借りたとかじゃなくて、やはりこここの路線お願いしますと、排雪を。やはりそういうふうなきめ細かいことをやっていかないと、大きい道路は常に一生懸命排雪していただけるんですけども、細い道路、やはり車、なかなか1台ぐらいとか通られないみたいなどころもあるし、やはりそういうとこ



ろに町内の人たちが住んでいるわけでありますから、そういうところを小まめにやはり排雪をしていただければいいのかなと思っの質問であります。

その辺のところを、そういうところをなぜ業者に排雪のお願いが出せないか。そういうことを出されないというのは、実際に出していないと思うので、見ていると。だから出せない理由は何なのか、予算がないのか、そういうところをきちんと説明していただきたいなと思っております。

あと、集落全域の排雪になると言っていますけれども、その中で、例えば町内の施設に除雪機ありますよね、少し大きい。そういうのを例えば集落で除雪しているときに、その機械を貸してくれないかというようなときは、そういうのを貸していただけるか、それもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 排雪の民間企業の活用というような部分になりますけれども、排雪作業につきましても、やはり交通渋滞を巻き起こすというような原因にもなりますので、いかに効率的に排雪をしなければいけないのかということを考えながらさせていただいております。そのためには、ダンプが待機をして、ロータリー除雪機でダンプに積み込むというような作業になってくるかなと思っておりますが、基本的にロータリー除雪機については町のほうで操作しているというような関係で、あくまで排雪作業、全てこの路線についてはこちらの業者というような形はなかなか取れないのかなと、難しいのかなと思っております。業者さんに対しては、やはりダンプの手配とか、あとはドーザあたりで雪を崩したりというような対応ということを考えていってはどうかなというふうにはちょっと思っておりますが、そういった形で民間も、あと町のほうも併せての対策というようなことが現実的かなというふうには思っているところです。

なお、ちょっともう少し研究させていただきながら、効果的、効率的な対応について、どのようなことがベストなのかということは十分研究させていただければなと思っております。よろしくお願します。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長、除雪機の件。

○町長（松田清隆君） 多分、関野議員さんがおっしゃるのは、例えば役場とか中央公民館にある大型の除雪機、そういったものを貸出し、町民の方にできないのかというご質問かというふうに思いますが、ちょっとそういうところを想定したことがないので、多分ちょっと今、誰が答えるかというので迷っているというふうに思います。

私が思うには、それも検討の一つだなというのがまず1つあります。あとは、その除雪機といってもやっぱり日常使っている、慣れている除雪機でないと、かなり危険なのではないかというふうなことも十分考慮しなければならないとか、そういったこともいろいろ調整しながらの対応かなというふうに思いますので、ちょっと今はそういった想定をした中で、除雪機を使っていただくというふうな取組はしていないというふうなことであります。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 最初のほうの排雪のほうに関しては、ロータリーがないとなかなかうまくできないという今、課長の答えだったんですけども、民間の業者なんか見ていると、駐車場とか委託されているところの排雪なんか見ると、フォークリフトの大きいみたいなので雪を上げながら、それを自社のトラックに載せて排雪しているというのも当然見えています。その中でできないことはないと思うんです、ロータリーがないと。だから、やはり迅速に排雪をするのであれば、そういう業者でもきちんとノウハウがあるので、ロータリーがないからできないというのは理由にならないと思うので、その辺のところを検討していただきながら、やはり早くするところは早くするというようなことをしていただきたいと思っております。

あと、今、町長のほうから説明がありました。やはり機械の操作に慣れていない、これはやっぱり機械が大きくなるとそういうことはあると思います。ただ、隣接の町村で中山町、河北町などは、やはり機械を貸して、集落の排雪等に使ってくださいということで機械を貸しているという町村もあります。やはりうちの町にも、今、町長が言ったように役場とか中央公民館だけではなく、学校等にも大きいロータリーがあると思います。やはり年に、今年だと毎日使っていると思いますけれども、日曜日とか土曜日、使っていない施設もあるのであれば、そういうところを集落に貸してもいいのではないかなというこの質問なので、今後検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第1号の質疑を行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

7ページ、8款5項2目住宅環境整備費の中の急傾斜地崩壊対策工事費についてお伺いします。

若原区の北側にある急傾斜地が前回の大雨の際に土砂崩れ、また亀裂等発生したということで、その発生直後から建設水道課並びに役場の方、何度も足を運んでいただきまして、現地調査、対策していただきました。誠に感謝申し上げます。

今回、あの場所について、今年の7月に発生したんですけれども、実はその前の年、私が区長をやっていたときなんですけれども、河川の擁壁の内側が水で取られてしまって空洞になっていた、しかも擁壁が倒れたということで、いろいろお願いして、建設水道課を通じて県のほうに動いていただきました。

今回、この被害があったところ、私有地と町有地と県の土地が混在しております。今回、1,400万ほどかかってやって、町債を2,000万ほど使うということなんですけれども、その中で私有地に係る分、町有地に係る分、あとは県に係る分があるかどうかを確認したいと思います。その中で個人負担等、または県からの補助等が出るかどうかを確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 8、5、2の住環境整備費の予算になりますけれども、この件に関しましては、7月の豪雨の際にパークタウン北側の崖崩れ、4か所程度、町のほうでは確認しておりますが、そちらの部分の対応というようなことでの予算になります。私有地、町というような部分、あと河川というような部分でございますが、崩れたところの大半については町有地になります。一部、今回対策工事をしようとしているところが、町の崖が崩れて私有地の一部まで若干崩れが発生しているといったところの対応になります。

あと、河川で、河川管理である県のほうには、今のところちょっと今回対応させていただくところについては影響ないというような状況の箇所でございます。

あと、県の支援等というようなことでもお話ございましたので、ご回答させていただきませんが、今回はあくまで町の事業というようなことで取り組むものでございます。ちょっと県の支援等々、メニューがないかどうか確認したわけなんですけれども、あくまで町有地の崩れというようなことで、県・国のそういった補助メニューというものはないということ

確認させていただいた上で、今回の起債を使った事業化というようなことで対応させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

若原区の住宅地は、北側の河川、そして僅かな平地からまた急斜面が続いているところで、今回なる前にもちょっといろいろ個別に調査したんですけれども、個別対応で崩れを止めている場所が何か所かあったんですね。何年か前にもあって、また今回もあったということは、今後また続くような土地に住宅地が隣接しているということでもありますので、またそのほかに蛍水団地も、前に大雨があったときに、裏山の果樹園、果樹の山から土砂が流入して、宅地の北側のほうに大分埋もってしまったということもあります。

なかなか大江町全部を見るというのは大変ですけれども、なるべくいろんな情報を得ていただいて、今後もしめ細かな対応、あと予防策を講じていただければと思います。よろしくをお願いします。返答は要りません。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番。

6ページの商工振興費についてご質問いたします。

先ほど結城議員からもありましたが、コロナ関係でいろいろと収益が減収しているという方が飲食業ばかりじゃないと、その辺の他産業に対しての整合性は取られているのかという件がまだ答弁していないようなので、その辺の考えと、あとそれから、大江町独自で20%に下げましたけれども、その要因は何なのか、あとそれから、隣接市町村ではどういう対策を取っているのか、その3つをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

コロナ関係の対策の経済対策につきましては、昨年の春先からの商品券配布から始まりまして、様々な対応をさせていただいているところでございます。その中で商工業者の支援という形でも、国の持続化給付金に始まって、町独自の商工業者への支援という形でさせていただいて、1月の中旬までという形でさせていただいた部分もでございます。様々な対応はさせていただいております。

今回の対応につきましては、年末年始に、特に繁忙期に売上げが減少した部分について、

飲食業というような形で行っておりますので、公平性については、当然周りの売上げ等々、商工業者、全ての事業の売上げ等々も含めた形で見ておりますので、今後、様々な対応について、必要があれば検討していきたいというふうに考えているところでございます。

あとは20%減についてですけれども、県のほうで先ほど30%としておりましたけれども、先ほど申したとおり、商工業者支援給付金について20%減ということで、国の持続化給付金については50%ですけれども、その辺のところについて20%という形でさせていただいておりますので、その辺のところを勘案しながら、町の状況、予算等々も踏まえて検討した上で、今、県では30%ですけれども、20%ということで広げた形で支援を考えたところでございます。

あとは周りの市町村の状況ですけれども、当然、県のほうで行っておりますので、周りの市町村でも同じような形ではありませんけれども、似たような飲食業等への支援という形で行っている市町村もございます。その辺のところも参考にさせていただいて、町の事業として考えたところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） だから隣接市町村、西郡で例えば取っている30%から20%にしたという市町村があるのかないのか。あと、それから中身が入っていないようですけれども、やっぱりコロナ関係では飲食業だけじゃないんですよ。だからというわけではないんですけれども、例えば一例を挙げますと、リンゴなんか農家の方が、贈答品がなくなったから単価が安くなったと。あと、それから大江町から飲食業やって寒河江に行っている方が、店が開けないとか収入が少ないとか、いろんな形であるのよ。その中で、そういう方との、例えば県の30%見込みに対して20%まで下げたというのの因果関係。その辺をもうちょっと明確にご答弁ください。それだけお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 周りの市町村ということですが、管内では、県のほうで一斉に調査している資料もございますので、独自に町のほうで行った資料はございませんので、県で行った資料を参考にさせていただくと、検討中というところがございます。ただ、全てが行っているというような状況ではございません。ただ、大きい市については、県と同じような形で進めているというところが見受けられますので、その辺のところを参考にさせていただいて、町のほうでは考えたところでございます。

あとは、先ほど飲食業だけではなくてほかの事業、農業もはじめというお話がございました。当然、その辺のところについては、町としても売上げが減った部分の商工業者、政策推進課につきましては商工業者というような対応をさせていただいておりますけれども、その辺のところについては、十分な対応をこれまでも行ってきましたけれども、今後とも注視しながら、売上げ減少、大きな意味での経済対策という形になりますけれども、そちらのほうについては考えていきたいと。当然、予算等々も絡みますので、国の臨時交付金なども活用させていただきながら、その辺の動向も見ながら、町としての経済対策については今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 隣のぐらいは、朝日町、西川町、寒河江市とかいろいろ聞くだらう。そういう計画立てるときに、そういう対策取ったのか、取っていないのか。まずそれ1つと、あとそれから、さっき言われましたように、飲食業だけじゃないと。あとそれから、いろんな形で、例えば写真屋さんだってコロナでかなり減収だなんて言っていましたけれども、そういう対策なんか取っていないでしょう。

〔「飲食店……」と言う人あり〕

○8番（伊藤慎一郎君） だから、そういう形で答弁ください。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

調査したのかという部分ですけれども、具体的に隣の市であったり町であったりという部分について、具体的にお話を聞いた形ではありませんけれども、県のほうで一斉に、今回の県の飲食業等の支援に似たような形の支援を行っているのかという調査を行った結果はいただいておりますので、そちらのほうについては、寒河江市さんでは同じではありませんけれども、宿泊業あるいはタクシー業、あとは一部を除く全業種について支援策を行っている。町のほうでも、先ほど申したとおり商工業者の支援事業ということで、支援給付金ということで、全業種の方、ほとんどの事業所の方について20%減した場合については支援金を給付しているというような状況がありますので、そちらのほうに対応した事業主、商工業者には限りますけれども、そちらのほうについては、十分とは申しませんが、要綱に乗った形で支援はさせていただいております。

今後も同じような形で、今回は飲食業ですけれども、ほかの事業種についても売上げの動

向を見ながら、コロナによる影響等々も踏まえた形で対策については十分に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〔「3回終わったから」「議長」「終わり」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

7ページの住宅管理費の修繕料追加70万とありますけれども、町営住宅の電気温水器とさつき説明あったと思いますけれども、町営住宅いろいろありますけれども、それぞれ何か所とか把握なっているのであればお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 8、5、1の住宅管理費修繕料70万円の追加でございます。

当初100万という予算の中で対応してきました。12月にも30万、今回70万ということで200万の予算になりますけれども、修繕箇所としては、美郷団地、みなみ団地、あとは西原住宅ということで対応させていただいております。

特に今年度多いのが、美郷とみなみの電気温水器の修理でございます。全部でちょっと7台これまで不具合が出てきているというようなことで、最初は電気温水器、ちょっと故障した部品もなかなかそろわないということで、全部交換というようなことで対応しておりましたが、電気温水器、来るまでに時間がかかるとか、今後の修繕する際になかなか期間が必要になるというようなこともありますので、電気温水器ではなくてガス式というようなことで、ちょっと今後、修理の方針ということではさせていただくということで、かなりの費用をそちらのほうに向けているということでございます。電気温水器、大体40万ぐらいするものですので、それを全て交換するというわけにはいかないということもあって、部品の交換だけというようなところにおいては、部品の交換で何とかしのいでいるというような状況でございます。

そのほか、障子戸の調整ですとか、浴室のガラスゴムの交換、あとコンセントの交換、あとクロス交換とか、そういったものもろもろの修繕に充てているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 機器というのはやっぱり修理しなくちゃならない時期というのは必ず

来ると思うんですけれども、こういうふうになる時期というのが、耐用年数とかというのがあると思うんですけれども、その辺は前もって把握していたんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今回、発生しておりますみなみ団地と美郷団地でございますが、みなみ団地については平成13年、14年の竣工になります。建ててから18年から19年経過していると。あと、美郷団地については平成19年、20年の建築でございます、建ててから12年から13年経過しているというような建物でございます。その中で、電気温水器につきましては、耐用年数15年というようなことで、みなみ団地については三、四年過ぎているというような状況、あと美郷団地についてはもうそろそろというような状況でございますが、両方合わせて一気に今年度に修理が必要になってきているというような状況でございます。

そういった中で、給湯設備でございますので、当然、シャワーとかというような部分、毎日使う設備でございます。こちらについては、間髪を入れず、時期を置かずに修理する必要があるというようなことでございますので、電気温水器というようなことで、県外から部品を取り寄せるにも時間がかかるというようなこともございますので、ガス式に変えて、町内の業者でもすぐ対応できるものということで、方針をちょっと変更させていただきながら対応させていただくというようなことで、それによって耐用年数も少し変わってくるのかなと思っておりますが、計画的に交換になるのかも検討していきたいなと思っておりますのでございます。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） やはり新しく入居する方のために、見たら壊れていたとかということもあると思いますし、使っているうちにつかなくなったとか、パターンいろいろとあるとは思いますが、入る方がやっぱり不便のないように対応していくということが大事だと思いますので、お願いします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。



議第1号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第10号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第1回大江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月26日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 藤 野 広 美

署 名 議 員 櫻 井 和 彦